

令和7年度第2回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日 時 令和8年2月17日（火）13時30分～16時00分

2 場 所 埼玉会館 5B会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

服部俊宏、竹田麻里、石井清美、長島成子、遠山いづみ、林鷹央、小笠原均郎

(2) 県

竹詰農林部長、川嶋農業ビジネス支援課長、西澤農村整備課長、田嶋農産物安全課長

(3) 事務局

農業ビジネス支援課（中島副課長、杉山主幹、岡田技師、江崎主事、和田主事）

農村整備課（塚本副課長、池ノ上主幹、斎藤主任）

農産物安全課（土井主幹、亀有主査、石井主任、荒川主事）

4 主 催 埼玉県

5 概 要

(1) 開 会 中島副課長

(2) 部長挨拶 竹詰農林部長

(3) 委員紹介

(4) 会長選任

委員の改選に伴い、新たな会長の選任を行った。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4（2）の規定に基づき、委員の互選によって会長の選任を求めたところ、石井委員が服部委員を推薦し、全員異議なく了承され、服部委員が会長となった。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4（4）に基づき、会長の職務代理者に竹田委員が指名された。

(5) 会長挨拶

(6) 報 告

ア 多面的機能支援事業について【資料1】

（説明者：農村整備課長（以下、「農整課長」））

委 員 カバー率の中でも、活動に熱心なのは平坦地なのか山間地なのか、どのような農業者なのか、教えてほしい。

農整課長 県内全域を分けると、概ね県北の方がカバー率は高い。比較的県南の方が、カバー率が低いというような状況。都市的な地域では多面的機能支払の活動に参加する機運は低いと推察される。中山間のカバー率は高くな

い。平たん地の水田地帯はカバー率が高い傾向である。

委員 目標値のカバー率について、何を目標にして数値を設定したのか。

農整課長 今まで地域で守られてきた国民共有の財産といえるような水路や農地を守るために、すべての組織が行う農地維持支払の基礎的な保全活動のカバー率で目標を設定した。

委員 最終的に何%のカバー率になるのか。

農整課長 これまでは年間数%単位で増加していたが、現在は0.数%程度の増となっている状況。このため、今後は現状を維持することも目標になっていくことも考えられる。厳しい状況のため、様々な取組をして、カバー率を少しでも増加させていきたい。

委員 交付金の使用用途までは把握しているのか。

農整課長 各組織の実施内容については実施計画書が作成されており、それに対して各年度実施状況の報告を受けている。報告の証拠書類として、何を購入したか、何をレンタルしたか、分かるようになっている。

委員 令和7年度制度変更があったが、そのうち環境保全型農業直払支払交付金が一部本事業に移行したことに伴う混乱や問題は生じていないか。もし実施事例がある場合は、挙げた意見や課題を1つ伺いたい。

農整課長 環境保全型農業直払支払交付金については、移行・取組実績はなかった。

委員 カバー率を上げていく一つ的手段として広域化があるが、広域化についてどんな取り組みをしているのか、どんな課題があるか伺いたい。他県では、土地改良区を中心に広域化しているが、土地改良区も人員がいなくて、小規模な土地改良区など、土地改良区でも対応が難しいことを国にちゃんと伝えていこうという動きはある。本県ではどのような形で広域化を進めているのか伺いたい。

農整課長 広域化については、令和6年度実績で県内13組織が実施している。土地改良区が事務局となり広域化を図っているところが多いが、これ以上業務が増加すると対応しきれないといった状況もある。

委員 カバー率は農地維持支払に参加している面積で計算されているが、農地維持支払いの場合、農家のみでの組織で参加できる活動組織もある。農家のみ活動する組織と非農家も参加している組織の比率の推移が整理されていれば、教えてほしい。例えば、農家のみの組織が組織数として減ってきていて、農家以外の方も入っている組織が伸びてきて、といった傾向がわかると、県として進めていくときにどういった方針で進めていくと伸びていきそうか、何かこう対策に生かせないかと考えた。

農整課長 本県の組織については、農家以外の方も参加している組織がほとんどだが、数値のデータは持ち合わせていない。

委員 事務については、他県だと土地改良区以外でも事例があり、地域おこし協力隊を活用して事務を一手に引き受けてもらう事例もあると聞いたこと

があるので、参考になるのでは。

委員 活動市町村数が減少している。組織数としては微増だが、新規組織と解散組織のプラスマイナスを見ると、解散組織が増えているのではないか。今後、例えば次回の委員会等で、そのあたりのプラスマイナスの実数等で議論できると良いのではと考える。特に、減ったところがどこの市町村なのか、きちんと1度見たほうが良いのでは。目標カバー率40%の数字について、将来の埼玉県の農業や農地の姿として、具体的なイメージを打ち出すと意味が具現化するのではないか。40%の積算根拠が何なのか、場合によっては現カバー率35%くらいに目標の書き換えといった、意味ある目標を次回以降議論しても良いのでは。

農整課長 活動市町村数の減少だが、令和7年度は2つの市町が減少した。新たに活動を取り組む組織もあるが、5年を一区切りで活動する中で、5年目経過後高齢化や、事務を担う人がいなくなったことで、解散してしまう組織もある。そのプラスマイナスも、次回以降の議論の参考にさせていただく。次の目標についても、今後説明をさせていただければと思う。

イ 環境保全型農業直接支払事業について【資料2】

(説明者：農産物安全課長(以下、「農安課長」))

委員 対象農地への炭の投入の取組について、これまでの実績は。

農安課長 令和7年度から対象となった取組となるため、環境保全型農業直接支払制度としての実績はないが、局所的にさいたま市などで取組自体は行っている。

委員 県の目標は定めているか。

農安課長 埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画において、環境保全型農業直接支払制度の実施面積を目標に定めている。

具体的には、令和9年度に354haとする目標を掲げている。令和7年度見込みが340haとなっており、十分達成可能と考えている。

委員 本制度は、市町村予算がないと実施できないのか。

農安課長 国が1/2、県が1/4、市町村が1/4を負担する制度となっているため、市町村の予算がないと実施できなくなる。

委員 市町村の現地確認方法は。

事務局 令和6年度までは、有機農業の取組について、各申請者につき1ほ場の現地確認は必須であった。令和7年度からは国の制度改正により、団体の中から数名抽出して現地確認を行うこととなった。有機農業以外の取組については、必要に応じて現地確認を行う制度となっている。

委員 本制度の有機農業の取組の要件は。有機JASの認証を取得していなくても実施可能か。

農安課長 国で要件を定めている。大きく5つあり、全て満たす必要がある。

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。
 - ② 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
 - ③ 播種又は植付け前2年以上使用禁止資材を使用しないこと。
 - ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
 - ⑤ 組換え DNA 技術の利用や放射線照射を行わないこと。
- 有機 JAS 認証取得の必要はない。

ウ 中山間地域等直接支払事業について【資料3】

(説明者：農業ビジネス支援課長(以下、「農ビ課長」))

- 委員 協定数が昨年度に比べて10協定減少しているが、来年度復活する話はあるのか。
- 農ビ課長 令和8年度には、ときがわ町で1協定増加見込みであるが、他に復活するといった話は聞いていない。
- 委員 多くの協定が体制整備単価を活用しているが、ネットワーク化活動計画について様々な議論がある中で、どのような方法で推進したのかコツがあれば教えてほしい。
- 事務局 ネットワーク化活動計画では、活動の連携や統合等だけでなく、非農業者が協定の活動に参画することでも作成ができる。農業者の家族やボランティアを参画させることで検討している協定がいくつかある。

エ 中山間地域ふるさと事業について【資料4】(説明者：農ビ課長)

- 委員 日高市は中山間地域に含まれないが、こういった取組を行うことは難しいのか。
- 事務局 ご認識のとおり。
- 委員 ふるさと事業のふるさと支援隊や委託業務の取組について、取組と効果との相関性の指標化はやはり難しいのか。
- 農ビ課長 目標値は定まっているが、評価方法等は検討課題だと考えている。

(8) その他 総括質疑・意見等

なし

(9) 閉会